

平成29年第6回筑紫野市教育委員会定例会

○日 時

平成29年4月27日（木）午後2時02分から午後3時48分

○場 所

筑紫野市役所 第9会議室

○出席委員（5名）

教育長	上野 二三夫	教育委員	近本 明
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	田代 邦夫
教育委員	西村 幸子		

○欠席委員（0名）

○出席説明員（10名）

教育部長	熊手 寛明	教育政策課長	森 敬
学校教育課長	柴田 昭雄	学校給食課長	尾花 和美
生涯学習課長	長澤 龍彦	文化情報発信課長	宮原 博揮
指導主事	中尾 智浩	指導主事	井口 弘美
指導主事	松田 高行	社会教育主事	砥綿 麻衣

○出席事務局職員（1名）

教育政策課
庶務担当係長 葉山 順子

○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について
平成29年第5回筑紫野市教育委員会会議録（平成29年3月30日開催）
2. 教育長の報告について
3. 議案第14号 筑紫野市山家幼稚園の保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の
制定について
4. 議案第15号 筑紫野市奨学生の選考について
5. 議案第16号 筑紫野市奨学生の選考について
6. 議案第17号 筑紫野市奨学生の選考について
7. 各課等の報告について
8. その他

会議録

○教育長：ただいまから平成29年第6回筑紫野市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：平成29年3月30日開催の平成29年第5回筑紫野市教育委員会会議録について、承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第2、教育長の報告の件

- ・朝のあいさつ運動について
- ・講師等の配置状況について
- ・教職員の超過勤務の縮減に向けた取り組みについて
- ・第1回 管内教育長会について

○西村教育委員：スクールソーシャルワーカーの16市町村への県費配置は29年度で終了とありますが、当市も県費配置はなくなったのに該当しているのですか。

○教育長：はい。

○西村教育委員：それにかわるようなスクールソーシャルワーカーの配置とかはどのようになりますか。今の人数でも足りない状態なので、しっかりここは要望で上げていただきたいと思えます。

○近本教育委員：学校・教員支援で一番大事なのは、やはり教員の欠員を補充することだと思います。組織的に動いていても欠員が一人出れば、負担がほかの人にかかるので、先生たちはとてもじゃありません。学校・教員支援は欠員補充だと思います。これに重点を置くような教育行政をやっていくように検討していく必要があるのではないのでしょうか。特に教員の人数が少ないところはとても大変です。

○潮見教育委員：中学校の卒業式に伺ったときに、県議と御一緒になりまして、そのときに、県のほうで一生懸命言ってくださっているというお話をされていました。県のほうでもその辺を何とかしないといけないという話をしていますというところで、筑紫野市の現状も聞かれましたので、知っている限りでお話をしました。

○近本教育委員：筑紫野市から出ている県議2人は、教育についてはかなりいろいろ協力してくれているようです。

○教育長：質疑を打ち切ります。

日程第3、議案第14号、筑紫野市山家幼稚園の保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定についての件

○学校教育課長：（議案説明）

○教育長：本件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認をされました。

日程第4、議案第15号から日程第6、議案第17号までの筑紫野市奨学生の選考について

○学校教育課長：（議案説明）

○近本教育委員：この申請書の書き方ですが、特に学校の所見には、学校で勉強しているので成績面と学業面は必ず書かないといけないのではないのでしょうか。それから、学業面だけじゃなくて、学業面のほかにどういう活動をしてきたのかとかも書くべきだと思います。例えば、部活でも、部活のサッカーならサッカーでどうであったとか、ボランティア活動はどのようなボランティアをしたとか書くべきかだと思います。それから学校側から見て、本人がこういう夢を持っているとか、目的意識をきちんと持っているとか、この三つは必ずいると思います。

それから本人は、自分の目的意識、そしてどのようなことをしてきたか。その点をきちんと書いていくということが、今後、全ての子どもたちが奨学金給付・貸与を求めるときに大事になることではないかと思います。

○近本教育委員：今までは金銭面は出てきたけど、内容についてはあまり考えていませんでした。今後は学校でも先生たちが指導するときにそういう面を指導していくと、自分の社会的立場を自覚していく、そこまで狙っていくと奨学金貸与・給付される人間は目的意識をきちっと持って、何をどう自分がやっていけばいいかと考えるようになるのではないのでしょうか。

○近本教育委員：奨学金をもらうことによって、幅広い人間がまた育てられていくということ、そこまで狙っていくようなことを今から行っていくのがよいかと思います。

○西村教育委員：奨学金を貸与されるということは、子どもにとって借金になっていくということも大きいと思います。月々8万円とか借りてしまえば、年間で100万円を超える額になってしまいます。それを就職した後の何年間で返す計画なのかとか、その辺までしっかり助言した後の金額申請、そういうとこまで考えていくべきではないかなと思います。今の時代、やはりそこで苦しい思いをされている若い方がふえているようです。いろいろな奨学金の方法というのがあるみたいですが、それによって苦しめられている若者がいるということも踏まえた奨学金貸与であったほうがいいと思います。

○教育長：議案第15号から議案第17号までの3件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：異議なしと認めます。よって、この3件については原案のとおり承認をされました。

日程第7、各課等の報告の件

○教育政策課長の報告

- ・平成28年度の人権問題啓発活動について
- ・平成28年度に発生した本市における差別事象の報告について
- ・平成29年度の人権・同和教育担当の年間事業計画について
- ・市同研同和教育研究会会員募集の御案内について

○潮見教育委員：「差別事象の克服のために」という、まとめ・提言ですが、学校別のところで件数が多いのは、この提言の中でも見られますけれど、子どもたちの意識が高いと思ってよろしいのでしょうか。人権意識が高い学校と捉えてよろしいですか。

○教育政策課長：はい。

○田代教育委員：この事例をずっと読ませていただいて、やはりいろいろな場面で子どもたちが気づいているというのがよく見えます。

○近本教育委員：「成果と課題」の（1）全行政区で啓発ができたということ、これは成果ですね。この取り組みを始めたのが今から41年前ぐらい、昭和50年です。ある地区に、自分たち3人入っていったところ、全然関心がありませんでした。その地区の方たちから差別はしていないということで追い返されたりしました。それから始まって、今日までじわりじわりと啓発が進んで、これだけになったということです。

これは、同和教育問題、人権問題です。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が2000年に出来ました。そこには「人権尊重の精神の涵養を目的とする」という文言があるわけです。涵養とは何かというと、染み込むということです。何が染み込むかというと、人権尊重の精神が頭にずっと染み込んでいく、そういうことを目的とした法律です。では、染み込ませるためにはどうしたらいいのでしょうか。幼いときから長期間、繰り返し行っていくということが、涵養を目指すのに当てはまるわけです。

そうするとこの成果と考えると、もうわずかではあるけれども、毎年毎年、反対もあるし、賛成もあるし、どんどん繰り返していきながら、人権尊重の精神が涵養された、関心も出てきたと、そういう成果です。とにかく辛抱強く取り組むこと。それが筑紫野市の特徴でもあり、それが成果でもあると思います。

子どもが相手を攻撃する言葉を使ったり、そういった言葉で攻撃します。しかし、それは学校

で繰り返し人を傷つける言葉を使ってはいけないというようなことを指導していけば、子どもたちがじわじわわかってきます。繰り返し指導していくと染みこんできて、差別というのを子どもたちが捉えることができるようになります。それはそういうあかしでもあるわけです。

それから、課題の2の(1)提案できる力をつけていくことは、担当者が提案できる力です。これはいろいろあると思いますが、今年度の取り組みの(2)に「部落差別の現実に学ぶ」とあります。部落差別の現実に学ぶというのは、こういう差別があるよということだけ学ぶのではないのです。これから先が大事です。部落差別の現実に学ぶ、いろいろ差別の事実があるが、そういうのがあったということ捉えるだけじゃなくて、被差別側に立って捉えていくのです。例えば、部落差別だけじゃなくて、女性差別だったら、女性側に立って差別の現実を見るわけです。障害者差別だったら、障害者側に立って差別の現実を見ていくわけです。そういう意味がここに含まれないといけないのです。

ただこういうのがあったというだけではいけないのです。障害者差別だったら、障害者側に立つことです。外国人差別だったら、外国人側に立って差別を見ていくことです。そして自分の課題は何かということ自分を捉えて実践していくこと、そういうのが後には含まれるわけです。こういうことを啓発に入っていく人たちがわかっていくような勉強をしないといけないのです。

それと、同和地区だけ優遇されていいねという発言は、あそこだけ優遇すればみんなが言うはずです。何故かというと、みんな生活が苦しいからです。同和地区だけ優遇されるとみんな怒るのは人間の社会では必ずあるわけです。

それをどう克服するかですが、ほかに産炭地域振興臨時措置法などあったわけです。炭鉱地帯は苦しくなったから臨時措置法を組んでいいました。臨時に措置をしたわけです。離島の離党振興法もあります。特別措置法というのはたくさんあるわけです。ですから、具体的に説明していく力をつけないといけません。そうしないと、同和地区だけ優遇されているとみんな言うはずでしょう。

筑紫野市の歴史は、同和対策事業を法律に基づいてやってきました。そのときも、同和地区だけ優遇されていると言われていました。ところが、それを説明していく間に一人、二人、理解してもらおうような人たちが出てきました。

今でもそういうのがわからないときは、ねたみなどがあります。それは、やはりみんな自分の生活が苦しいから、自分の周りの道路が悪いのに、同和地区だけでできていたらねたみなどが出るわけです。

それで当時は、道路行政でしたら同和地区の次は、二日市や別のところを行うと言っていました。先の見通しがわかれば、市民の理解もえられますのでこういう行政をやらないといけないという意見を出していました。

今、ここに成果が出ていますが、そういう積み重ねで差別を捉える市民が出てきましたし、関心を持つ人が出てきました。反対側の関心もあるかもしれませんが、それでも、それから入っていくというような流れがあるということをこの担当者などが踏まえていくと、いろいろ話をするのがいいでしょう。反対する人がいたら、反対って言わなくてもいいわけです。じっと耳を傾けて、その中からいろいろ説明する材料が生まれると思います。反対する人が悪だという捉え方じゃなくて関心を持ってもらっていると捉えていくというのが、同和教育の中身でもあります。そういうことが提案できる力をつけていくことにつながるのではないかと思います。

同和問題とほかの人権問題は、全部つながっているわけです。人権侵害という視点で見ると全部つながっています。これは一緒です。そういう力もつけていくということが提案者の力になるのではないかと思います。

○学校教育課長の報告

- ・平成29年度筑紫野市立小中学校の運動会・体育会の実施予定一覧表について

○学校給食課長の報告

- ・平成29年度5月分の献立表について

○西村教育委員：各中学校に運動会の予備日などがあり3日間給食がないことを新1年生に徹底していただいていたほうが良いと思います。中には、学校があれば給食があるだろうと思ってお弁当を持ってこないというのがあるようです。新1年生の御家庭のほうにわかっていただいたほうが良いのではないかなと思います。

○生涯学習課長の報告

- ・平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会について

○文化情報発信課長の報告

- ・平成29年度文化情報発信課事業計画について

○西村教育委員：博物館の入場者数が急増というニュースが出ていたと思います。こういう企画展とか、ワークショップなどの積み重ねが、そこに出てきているのではないかなと思います。これからますます急増するのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第8、その他の件

○西村教育委員：一つ御意見を伺いたいのが、現在、PTAの問題がすごく話題になっていると思います。筑紫野市でも、PTAを退会したいという御家族、御家庭が出てきていると聞いています。教育委員会としての考え方と教育委員を離れれば、皆さん保護者だったこととかもあると思いますので、離れた立場、市民としての考え方っていうところで、少し意見をお聞きしたいです。

それと、教育委員会としては市民フォーラムとか人権・同和講演会とかでの動員もPTAの負担になっています。多いときは、何十人という学校からの動員をお願いしています。それで成功をおさめているところもあります。そして、ほかの県とかではPTA費とかで訴訟問題まで起きているところもあるので、これから何も考えていかなかった、知らなかったとかいうようなところに置いておくべきではないと思います。教育委員会としてとか、皆さんからの意見というのを私の知識として聞いておきたいなと思ひまして、意見させていただきました。

○教育長：市内でも、小学校、中学校あらわれてきております。これについて私たち市の教育委員会としての考え方については、まだきちんとまとめていません。ですから、そういうことについては、少し時間をとっていきましょう。来年度以降もまた、今回と同じようにいろいろなところから声が上がってくるでしょう。これを学校側も真正面から捉えて、組織そのものから変えなくてはいけないというところになるかもしれないと思います。

○西村教育委員：含みおいてほしいというのが、筑紫野市では本年度からコミュニティ・スクールが全校設置できました。そこで、PTAという枠じゃなく、PTCAっていう枠で考えていくのは、どういふふうに考えていくのかということまで及んでいくのではないかなと思います。

○西村教育委員：ほかのところがそういうふう活動を編成して行って、PTA活動の中にコミュニティを入れていくってことで活動維持をしていくっていうようにしているところもあるというのが、現状の流れみたいですね。

○近本教育委員：柱は任意団体であるということです。それに基づいてPTAを考えるのは、任意だから、参加するかしないかはアンケートか何か、希望か何かと決めてもいいかと思ひます。しかし、それだけで終わるかということそうではなくて、戦後のPTAが結成された理由と、それに基づいて今まで動いてきたPTAの活動内容があります。これが子どもの教育にマイナスであったか、プラスであったか、両面を出しながら総括して行って次のことを考えないといけません。

少し時間を置いて、いろいろなところから資料も入手しながら考えて行って、最終的に、教育委員会としては、任意団体であるということを再確認して、しかしそれについてどうするかということはいろいろ選択肢があるでしょうから、前向きに捉えていくということを進めていったらどうでしょうか。

○潮見教育委員：今、退会したい方がふえているのが現状ですか。

○西村教育委員：PTAに退会というか、入りたくない、役員をしなくてはいけないのかという感じのようです。考え方が専業主婦向きの考えであるという考えが根本にあると言われてもいます。

○潮見教育委員：出ごとが多いとかでしょうか。

○西村教育委員：委員会活動とかいうのが、平日昼間に委員会があるので会社員だったら有給休暇があるけどパートの主婦でしたら、そこを3時間休めば3時間分収入が減ります。それでもPTA活動をしなればいけないのかという意見もあるようです。母子家庭のところでしたら、夜、誰にも子どもを預けることができません。それでも夜の委員会に出て行かないといけなんでしょうか。父子家庭でも同じ意見はありました。そういうところで、PTAの活動というのが、首を締めているところがあるという意見もあります。

でも、自分もPTA活動をしてきた人間なので、PTA活動の意義は本当にわかります。初め、お願いされた時は、すごい重荷を背負ったようになるのですが、終わるところになったらやっていたよかった、学校のことをこれだけ理解できたとか、自分の実になるところがあるので、決してマイナスばかりではないということはわかっているのだけど、そういう方の意見を聞くと、苦しいところもあるのだろうなというところは感じました。

○西村教育委員：もう一つが、任意にしてしまうと、PTA会費でPTA運営をしているのですが、それが成り立っていくのでしょうか。小中学校とかで、イベントっていうかお祭りみたいなことをします。そういうのはPTA会費から出ていることが多いです。そういうときに、PTA会に入っていないから、あなたの子どもは参加できませんとか言えるのか、言えないのかとか。最後の卒業証書入れを、あなたのところはありませんと、それでいいのかとか。そういうところまで考えるというような話を聞いたりもしました。

先生方も、PTAの委員の勧誘について4月はすごく気が重いようです。そういうところが負担だと思います。

○教育長：そういう具体的な心配事項が出てきています。絶対そうはならないっていう保証はないから、そうなると組織が雪崩のように崩れていくでしょう。

○西村教育委員：やらなくていいのだったら、やらないというような人がふえてきた場合です。

○潮見教育委員：今、子ども会とかも全部おんなじようなところに来ているようです。

○田代教育委員：ちょうど20年ぐらい前に子ども会がそんな状態でした。段々加入者が減っていた傾向があります。

私は、平成5年、6年、7年ごろのPTA会長をしたときは、任意の団体ということをしていました。その上で、お願いしますと言って、大体受け入れていただけた時代でした。そんなに勤めている人もいなかったし、受け入れていただけていました。もう今とは全然状況が違うとは思いますが。

○西村教育委員：全然違います。

○教育長：確実にそのあたりの状況が変わってきています。

○田代教育委員：そのときも会費の未納というか、結局入らなかった人も少なからずいました。

○近本教育委員：賛成、反対はあると思います。

○西村教育委員：今の市長が以前PTA会長をされていたときには、学校で委員の打診をされている間に、家庭の主婦の方に委員をお願いするところには、その家庭を全部まわられお願いをされて理解を得たそうです。PTA活動をしてもらうには、家庭の理解がないと難しいです。夜に家をあけることがあるので、そういう考えのもとに各家庭をまわられたとは聞いています。

○近本教育委員：コミュニティ・スクールや地域コミュニティを進めています。そういうところで、地域で、隣近所で子どもをみるとか、そういう方向に話が持って行かれるようになればいいです。

○近本教育委員：PTAが夜あるから、地域や隣近所で子どもを預かってみるようなそういうつながりを、PTAということを柱につなげていくということも一つはあるかと思っています。

○潮見教育委員：私たちのころは、そうだったのです。

○潮見教育委員：子どもを預かってもらった方が委員をするときはお互いに預けあうような感じでやってきていましたが、環境も違ってきているようです。

○田代教育委員：今は、もし何かあったときに、責任をとるとかというのが、クローズアップされて、全面に押し出されてきて、やはり預かれない、預からないっていう状況が出てきています。

○教育部長：法律上は任意団体ですので、意思確認は必ず必要かと思っています。ただ、今までは迷惑をかけるのでいろいろな形で済みませんといったところが、いろいろなことで苦しくなって、法律を盾にとって入らなくてもいいというような、表面だった問題がたくさん出ています。しかし、根底は子どものためにどうするかということがあるので、ボランティアの精神で皆さん協力していただいているということを中心にしながらしていってもらえたらと思います。

私たちもあんまり口を出すと、任意団体なので教育委員会としてもよろしくないかと思っていますから、そのあたりを考えながら進めていきたいと考えています。

○近本教育委員：学力補償ということがしっかり出てきているが、それをやっていくためには、先生たちが子どもに向き合う時間をたっぷり取るように持っていかないとなかなか難しいと思います。そのためには、教師以外も含めた協力体制に持っていき、その協力体制をつくっていく一つの手だてがPTAでもあるわけです。そういう位置づけもされていいのではないかと思います。

PTAがあるから教師が骨折るようなことはいけません。子ども、それも学力ということを中心に考えた場合は、先生たちができない業務を親が引き受けてくれ、そのために教師と親が協力するとから、教師は学力と体力を学校でつくってもらうように動いていけば、筑紫野市独自の取り組みになるわけです。なかなか難しいこともあるけど、どこかで何かを切り込まないことには、このままではいけないと思います。

○教育長：この問題は決して避けて通れる問題ではなくなってきましたので、時間をとってある

程度のところの方針は出させていただきたいと思います。

○教育長：以上で本日の議事は終了しました。

これをもちまして、平成29年第6回筑紫野市教育委員会定例会を閉会いたします。